

有効期限7/31まで

▼問い合わせ 役場健康長寿課医療給付係
(さわやかハウス内 019-611-2823)

資格確認書または資格情報のお知らせ 医療費助成受給者証の更新について

7月下旬に資格確認書などを本人や世帯主宛てに郵送します

国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、医療費助成受給者証の更新時期が間近です。7月下旬に本人や世帯主に郵送しますので、内容をご確認ください。

今回お手元に届く新しい資格確認書は、最長で令和8年7月31日まで有効です。詳細は更新時に同封するお知らせをご覧ください。
※同日までに後期高齢者医療制度に移行する方などは有効期限が異なる場合があります。

▼マイナンバーカードについて未取得または健康保険証の利用登録をしていない国保の方

国保加入者としての資格情報を記載した「資格確認書（カード型）」を交付します。※資格確認書は今回からピンク色に変更となります。

▼マイナ保険証をお持ちの国保の方

被保険者の資格情報を記載した「資格情報のお知らせ（A4型）」を交付します。

▼後期高齢者の方

マイナ保険証の保有状況に関わらず、後期高齢者医療資格確認書を交付します。「資格確認書」は令和7年7月31日で有効期限を迎えますので、令和7年8月1日以降に医療機関等を受診するときは、今回お手元に届いた「資格確認書」を提示されますようお願いします。

▼医療費助成受給者証

子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者、寡婦の各受給者で、審査の結果、認定継続となる方に受給者証を送付（はがき）。
※「地方税関係情報取得に係る同意書」の提出が必要な場合があります。

重度心身障がい者医療費助成の対象者が変わります

8月1日から、重度心身障がい者医療費助成の対象者を拡大します。新しく対象となる方には、申請案内を7月下旬に郵送しますので、健康長寿課窓口でお手続きをお願いします。

変更項目	7月31日まで	8月1日から
対象者 ※助成内容は変更なし	●身体障害者手帳 1・2・3 級に該当している方 ●特別児童扶養手当 1 級または 2 級の支給を受けている児童 ●国民年金法に規定する障害基礎年金 1 級に該当している方 ●療育手帳 A に該当している方	●身体障害者手帳 1・2・3 級に該当している方 ●特別児童扶養手当 1 級または 2 級の支給を受けている児童 ●国民年金法に規定する障害基礎年金 1 級に該当している方 ●療育手帳 A に該当している方 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当している方 (追加)

限度額適用認定証 減額認定証をお持ちの方へ

●国民健康保険

申請
不要

・マイナ保険証をお持ちの方※
・所得区分が「現役並み所得者3」または「一般」に該当する方※

申請
必要

・所得区分が「住民税非課税世帯」または「現役並み所得者1・2」に該当する方

※オンライン資格確認システムを導入していない医療機関などに掛かる場合は、医療機関などへ限度額適用認定証を提示する必要があります。そのため上記「申請不要」に当てはまる方も、引き続き申請手続きが必要です。

●後期高齢者医療【更新の申請は不要】

限度額適用認定証をすでにお持ちの方は、今回から資格確認書に併記となります。